

令和 3年 4月 23日

山形市議会議長 様

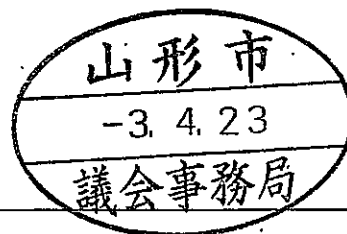
議員名

藤 迫 元



令和 2 年度政務活動費収支報告について

山形市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、
別紙のとおり令和 2 年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 2 年度政務活動費収支報告書

議員名 猪込 元

1 収入 政務活動費 600,000 円

2 支出 564,941 円

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費	3,000 円	年会費
調査旅費	26,659 円	三条市・会津視察費
広報広聴費	355,282 円	議会たより印刷代等
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費	180,000 円	事務所家賃 2 分の 1
通信・交通費		
合 計	564,941 円	

3 残 額 35,059 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

年月日	内容	収入	支出										差引				
			研究研修費	調査旅費	広報広聴費	要請・陳情・活動費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	通信	交通費					
1	2/04/10 政務活動費4~6月分	300,000															300,000
2	2/04/20 (印) 2020年度 政務活動費		3,000														297,000
3	2/07/10 政務活動費7~9月分	120,000															417,000
4	2/10/12 政務活動費10~12月分	90,000															507,000
5	2/11/05 三條市 会議費			26,659													480,341
6	3/01/12 政務活動費1~3月分	90,000															570,341
7	3/02/25 事務所家賃															180,000	390,341
8	3/03/25 評議会会費印刷代					196,350											193,991
9	3/03/26 報告書作成代					69,048											124,943
10	3/03/29 新聞印刷代					47,850											77,093
11	3/04/20 和紙印刷代					42,034											35,059
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
	項小計	600,000	3,000	26,659	355,282											180,000	
	総合計	600,000	3,000	26,659	355,282											180,000	

政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出年月日	令和	2年	4月	20日	支出
調査旅費	<input type="checkbox"/>						
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額					
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>		¥ 3 0 0 0				
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	公益財団法人 山形市シルバー人材センター				
資料購入費	<input type="checkbox"/>						
人件費	<input type="checkbox"/>						
事務所費	<input type="checkbox"/>						
通信・交通費	<input type="checkbox"/>						

支出内容
年会費

【領収書】

ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。
 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
 どうぞお確かめのうえお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

は様式2を使用してください。


年月日	お取引時刻	取扱店番号	端末番号	取扱番号	取引
020420	14:33	11823	0091		
銀行番号	店番号	口座番号			
0122		現金扱い			
お取引内容	お取引金額	手数料			
お振込	¥3,000	¥220			
お振込 できない場合	お取引後の残高	お振込手数料			
		¥220			
おつり ¥6,780					
お受取人 ヤマカッタシルバーセンター アイセンタ様 ご依頼人 ワタナベケンメ様 電話番号 023-688-5352 受付番号 0420058					



研究研修・報告会・広聴会・要請陳情活動報告書
(年会費・会費用)

令和 2 年 4 月 20 日

山形市議会議長 様

議員名 渡辺元 

年会費または会費を支出する団体等の活動内容を、下記のとおり報告します。

団体等の名称	公益社団法人 山形市シルバー人材センター
団体等の住所	山形市双葉町 1-2-3 山形テルサ 1 階
年会費又は会費の別	年会費 会費
金額	3,000 円
活動内容	シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者福祉の事業の一環として高齢者に就業機会を確保、提供する機関として知事から指定された公益な団体です。
備考	

※ 備考欄には、団体等の規模等（会員数ほか）を記入すること。

山シ発 第5号
令和2年4月吉日

賛助会員 各位

公益社団法人
山形市シルバー人材センター
代表理事 長 瀬 洋 男



令和2年度会費納入について(お願い)

春暖の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃、当センターの事業運営に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

お蔭様で、令和元年度の契約金額は昨年度を上回る結果となりました。

これもひとえに、賛助会員皆様の温かいご支援の賜物と感謝致しております。

これからも、市民に信頼されるセンターを目指し、皆様方のご協力をいただきながらご期待に添えますよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますのでございます。

つきましては、令和2年度会費(1口 3,000円)を5月末日迄に、下記口座へお振込みくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 振込先

銀行名

口座番号

口座名義

公益社団法人 山形市シルバー人材センター
代表理事 長 瀬 洋 男

2. 領収証等

振込依頼書を同封いたしますのでご活用ください。

誠に恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願い申し上げます。

尚、領収証は、振込先銀行の領収証をもって代用させていただきます。

政務活動費支出報告書

様式1

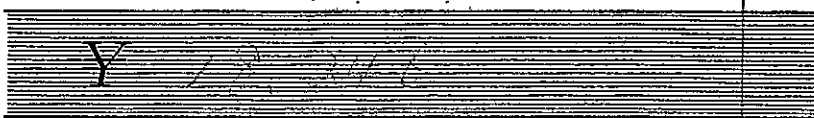
支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年10月27日～11月5日 支出					
調査旅費	<input checked="" type="checkbox"/>							
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額	¥	2	6	6	5	9
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>							
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	旅企画 他					
資料購入費	<input type="checkbox"/>							
人件費	<input type="checkbox"/>							
事務所費	<input type="checkbox"/>							
通信・交通費	<input type="checkbox"/>							
支出内容	<p>令和2年10月29日(木)～10月30日(金) 新潟県三条市議会 総合治水対策について 現地視察 会津水力館「みおり」・第二沼澤発電所</p>							

領 収 証

No. 006099

渡辺元 様 令和2年11月5日



収入印紙

内 訳	
現金	18,246
振込	
小切手	/
約手	/

但 沼澤水力館代として
 上記の金額正に領収致しました。

旅企画

山形県知事登録旅行業第2-222

〒990-2447 山形市元木二丁目6-7
 TEL (023) 628-6272



領収書貼付用紙

領収書

No.000471-4613-6735

2020年10月27日

渡江朋博様

消費税

322円を含む。

(外税 8%対象額 ¥4,000 外税額 8% ¥320)
(外税10%対象額 ¥20 外税額 10% ¥2)

¥4,342-

但し 菓子代

として上記正に領収いたしました。

支払内訳

現金 ¥4,342
(内消費税等 ¥322)

CYBELE 東店

山形市あこや町2-2-82

TEL.023-623-7041

株式会社シパール

※封布等にはさんで保管してください。
印刷面を内側に折り込んでお持ちください。

原本は武田聡議員が保管

領収書

037102

渡辺元様

令和 2 年 10 月 29 日

金額	千万	百	拾	万	千	百	拾	円
				4	8	6	9	0

印収

紙入

但し 御宿泊代として

上記の金額正に領収致しました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
振込	<input type="checkbox"/>

株式会社 ホチム ニュー

会津若松市中町2番78号
TEL (0242) 230-1111


扱者の印なきものは無効でございますのでご注意ください。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



旅費等支出計算書 兼 支払証明書

議員名		
用務	・三条市議会：総合治水対策について ・現地視察：会津水力館「みお里」 ・第二沼澤発電所	
日程	令和 2年 10月 29日 (木) ～ 令和 2年 10月 30日 (金)	
視察先	新潟県三条市 福島県大沼郡金山町	
支出内訳	支出額合計	26,659 円
	1 旅 費 内訳 (ジャンボタクシー代) 令和2年10月29日～10月30日18,246円 (宿泊費) 令和2年10月29日～30日 1泊 8,690円－1,000円(朝食代) =7,690円	25,936 円
	2 付随する経費 (視察先への土産代2か所分) 4,342円÷6人=723	723 円

視 察 報 告 書

令和 2 年 10 月 31 日

山形市議会議長様

議員名 渡辺 元



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

<p>期 間</p>	<p>令和2年10月29日（木）～令和2年10月30日（金）</p>
<p>視察先</p>	<p>新潟県三条市 福島県大沼郡金山町</p>
<p>視察用務</p>	<p>総合治水対策について 東北電力(株)会津水力館「みお里」及び第二沼沢水力発電所 施設見学</p>
<p>視察先面会者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三条市役所総務部行政課 谷間主査 ・ 同 上下水道部 西川 課長補佐 ・ 同 建設部建設課 小山課長補佐 ・ 東北電力(株)会津発電技術センター 水力電気課 [redacted] 担当 ・ 東北電力(株)会津水力館みお里 館長 [redacted]
<p>視察概要 及び所見</p>	<p>【新潟県三条市】～総合治水対策について～ 同市には信濃川・五十嵐川・刈谷田川の3大河川が市内を通過しており、近年では平成16年、平成23年の豪雨により五十嵐川の河川氾濫により冠水被害、土砂災害等の甚大な被害があった事を踏まえ、総合的な治水対策を先進的に進めており、先行事例として行政視察を行った。</p> <p>1. 施策の特徴（ソフト事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる媒体を利用した情報伝達体制整備（緊急告知FMラジオ、戸別受信機、メール配信、ドローン活用を含めたインターネット中継、その他）→情報確認率93.3%へ向上。 ・ 気象予防士の活用（H28気象庁モデル事業→H29より3年間雇用；防災気象アドバイザー（三条市独自事業） ・ ドローンの活用による被災現場の情報収集及びYouTubeでの配信事業 ・ 災害時要援護者対策強化（名簿の見直し） ・ 豪雨災害対応ガイドブックの作成（気づき、逃げ時どきマップ、浸水想定区域図）について防災アドバイザー契約を結んだ「東京大学大学院片田教授」総合対策アドバイザーとして指導を受ける。 ・ 災害支援物資対応マニュアル作成（迅速な物資配送体制の構築） ・ 避難所運営→コロナ禍を踏まえた対応（原則垂直避難、河川氾濫危険地域は近くの避難所へ要請、消毒、マスク、段ボール間仕切り等 検温の実施等） <p>2. 施策の特徴（ハード面）</p> <p>《内水被害対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水排水計画見直し（4.1mmから5.1mmへ）。

視察概要

及び所見

- ・公共下水道による雨水対策→優先地区を設定し、段階的雨水整備事業を実施(浸水頻発、老朽施設地区を優先)
- ・雨水貯留施設の増設(上流部分を調整池へ) 2,491㎡→84,192㎡の計画
- ・排水機場・水路数の向上(新潟県連携事業)
- ・学校跡地を利用した雨水貯留施設の整備等

《所見》
同市では過去の経験を活かし、多方面からなる総合治水対策を実施しており、気象予報士の活用による啓発活動強化や各媒体を利用した危険認識率の向上、防災アドバイザーからの助言を活かした避難マニュアル等の作成などが特に注目された。ハード事業では、多くの雨水貯留施設設置や排水機場の整備など県とも連携し対策強化を進めていた。また、ドローンを利用し、河川被害状況の配信やユーザーで配信したり、高齢・障がい者などの要介護者基準を見直し避難優先順位を定めるなど細部にわたる強化策は特に山形市でも見習う点が多いと感じた。今年山形市で経験した7月豪雨災害後には、様々な改善意見が出ているが、改善すべき事例を躊躇する事なく採用していく意気込みが安全確保への最優先事項であるのでは再認識させられた事例であった。

【東北電力 会津水力館「みお里」及び第二沼沢水力発電所 施設見学】

同施設は東北電力管内電源構成の中で約6%を占める水力発電の中で、その多くを占める福島県奥只見地域の豊富な水源からなる電源開発の歴史や純国産の再生可能エネルギー活用における取り組みなどの理解を広げる事を目的し本年7月に開館した。山形市民の暮らしにも必要不可欠な電力安定供給体制の一端と多様な電源における電気の特性を深く学ぶため、PR館及び揚水式水力発電である第二沼沢水力発電所の現地見学研修を行った。

1. 会津水力館「みお里」(概要及び所見)

アートや映像などの多彩な展示を通じて水力発電の歴史や只見川における電源開発の歴史、再生可能エネルギーへの取り組みなどを紹介しながらも、地域と連携した展示物や隣接する「道の駅奥会津かねやま」と連携した観光スポットとしても総合的な活用が図られていた。入場者も7月オープン以来1万5千人を超えており情報発信と観光振興施設としても十分な活用がされていた。

水力発電にはダム式、ダム水路式、用水路式、流れ込み式、揚水式等多数の方式があり、地形や河川の大きななど活用し様々な手法で発電しており、明治から大正、昭和への移行、戦災からの復興が急務の中での産業振興や生活に必要な不可欠であった電源開発が大きな役割を果たした事を再認識した。資源の少ない日本においてはエネルギーミックスの重要性が更に高まっており、貴重な国内の水資源である水力発電は発電時に二酸化炭素を発生しないクリーンエネルギーとしてもあらためて重要な役割を果たしている事への認識を深める機会となった。

2. 第二沼沢水力発電所(揚水式水力発電所) 概要及び所見

施設概要

- ・昭和57年5月運用開始
- ・揚水式水力発電形式(落差を得る方法)
- ・出力認可最大出力: 46万W
- ・水量最大使用水量: 250㎡/S
- ・最大揚水量: 19.6㎡/S
- ・落差有効落差: 214m
- ・ダム諸元 上部貯水池 沼沢湖(カルデラ湖4470万㎡、水深96m 標高475.00m)

只見川周辺には多くのダム式水力発電所が設置されているが、当該施設は沼沢沼、宮下調整池の上下池214mの落差を利用し発電及び揚水を行う揚水式の発電所であり、最大46万kWという発電能力には驚きであった。揚水発電は他電源に比べ出力上昇までタイムラグが少ない事から受給バランスを調整する調整用電力として大きな役割担っており、更には設備管理へ向けた地道な取り組みについても認識を深める事が出来た。

渡辺 元 所見

新潟県三条市 総合治水対策について

山形県は、2021年度予算案に計上した関連事業費を2020年度補正予算案と合わせた「15ヵ月予算」として編成し、災害復旧を含めた河川整備を進めるとしています。政府は、2019年7月の豪雨災害を激甚災害に指定、被害総額は432億円に上り、県内で発生した風水害では過去最大となりました。7月豪雨の治水対策として、国土交通省は最上川の緊急治水対策プロジェクトを公表しています。事業期間は2020～2029年度で国や県、市町村が連携し、656億円を投じて集中的に堤防整備などを実施するそうです。最上川の対策が中心となるようですが、支川など県管理河川も同様に治水対策に7月豪雨などで被災した河川で堤防整備を事業化し、8河川の計画策定を進める予定だそうです。また、これまで重ねてきた河川改修も引き続き進めるそうです。また、過去に大きな被害は出ていないものの、整備が完了していない須川、馬見ヶ崎川の河道掘削なども進めるとしています。確かに、50年に1度の災害が起こった最上川の対策は喫緊を要するものとかんがえます。しかし、当市に関わる須川に関しては、門伝橋から睦合橋までの測量調査を今年度から行うとの事。しかも、事業終了までに数十年かかるとの事。「過去に大きな災害が出ていない」などの表現がありましたが災害が起こってからでは遅いのです。三条市では、県と連携し整備が順調に進んだとの報告をお聞きいたしました。県民、市民の生命・財産を守ることが政治の役割です。県政・市政においては何十年とかかりますなどと、市民の気持ちの不安を平気で言えるような感覚では話にならないと思います。三条市を参考に、予算配分のあり方を含め早急に県と連携を密にし事業の推進を図るべきと提言いたします。

東北電力㈱会津水方間「みお館」及び第2沼沢水力発電所 施設見学

危険との背中合わせで国民の生活福祉向上に努力されてきた先人に対し心からの敬意と感謝の気持ちでいっぱいになりました。世界においては、温室ガスの削減目標を定めなければならない昨今、日本のエネルギー政策がどのような方向性を示さなければならないのか岐路に立たされている認識であります。温室ガス削減の為には、火力発電を計画的に削減しなければなりません。一方、原子力発電をどう位置付けてゆくのか大きな問題です。大きな問題についてここでは個人的な意見を述べるのは差し控えますが、いずれにしても自然エネルギーをどのくらいのレベルまで引き上げてゆくのかは、国策としての将来的位置づけを示していかなければならないと考えます。私は、自然エネルギーの割合を上げてゆくことこそが国民の意向に沿った計画になるものと確信します。百聞は一見しかずといいますが、素晴らしい施設を見させていただいて感謝です。

行政視察日程

◎日程 令和2年10月29日(木)～10月30日(金)

◎視察者 山形市議会 緑政会 6人 武田 聡 議員、渡江朋博 議員、荒井拓也 議員、
渡辺 元 議員、斎藤淳一 議員、石澤秀夫 議員

◎視察地・視察項目 三条市議会：総合治水対策について
現地視察 会津水力館「みお里」・道の駅「奥会津かねやま」・第二沼澤発電所

	行 程		宿泊・食事
10月29日 (木)	<p>市役所 乗バス・タクシー 昼食 乗バス・タクシー 三條市議会 視察 乗バス・タクシー 宿泊施設 乗バス・タクシー</p> <p>乗 8:00 着 12:30 13:30～15:00 着 17:00</p> <p>【 三条市議会事務局 〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1 TEL 0256-34-5511 (代表) 】</p>	<p>宿泊：ホテルニッポンハルス 〒965-0878 福島県会津若松市中町2-78 TEL0120-15-2804</p>	
10月30日 (金)	<p>宿泊施設 乗バス・タクシー 会津水力館・道の駅 視察 乗バス・タクシー 第二沼澤発電所 視察 乗バス・タクシー 市役所 乗バス・タクシー</p> <p>発 9:30 着 17:30</p> <p>11:00～12:30 13:00～14:30</p> <p>【 東北電力奥会津水力館「みお里」 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933 TEL0241-42-7771 】 【 道の駅「奥会津かねやま」 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字居平949-8 TEL0241-55-9334 】 【 東北電力第二沼澤発電所 〒 福島県大沼郡金山町沼沢字倉前 TEL0242-26-5625 】</p>		

山形市議会緑政会 行政視察 次第

日時 令和2年10月29日(木)
午後1時30分～午後3時
会場 4階 第3委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 調査事項

給水治水対策について

4 質疑応答

5 閉 会

～ 歓 迎 ～

山形市議会緑政会の皆様、本日は遠路三条市にお越しくださいませ誠にありがとうございます。
本市の事例がお役に立てれば幸いです。
この視察が実りあるものになることをご期待申し上げます。

～ 三条市議会 ～

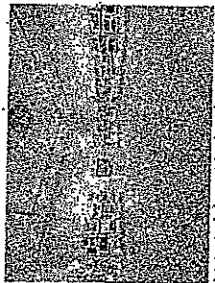
豊かな営みを育む、「水脈のふる里」・奥会津。

東北電力奥会津水力館「みお里」は、アートや映像など多様な展示を通じて水力発電の仕組みや只見川における電源開発の歴史、水力発電をはじめとする東北電力の再生可能エネルギーの活用に向けた取り組み、そして奥会津地域が持っているさまざまな魅力を発信します。



施設利用のご案内(無料)

「みお里」は地域の皆さまの文化・芸術の発表の場、交流スペースとして館内の施設を貸し出しております。「企画展示室」は絵画展や写真展など作品を発表する場として、「多目的スペース」は各種教室や会議などを開催する場としてご利用いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。



企画展示室



多目的スペース

ご案内

観覧時間

午前10時～午後4時30分

※入館は午後4時までにお願いたします。

観覧料

無料

観覧日

毎週月曜日(月曜日が祝日または振替休日の場合は翌火曜日)

および年末年始(12月29日～1月3日)

観覧料

無料

観覧料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

無料

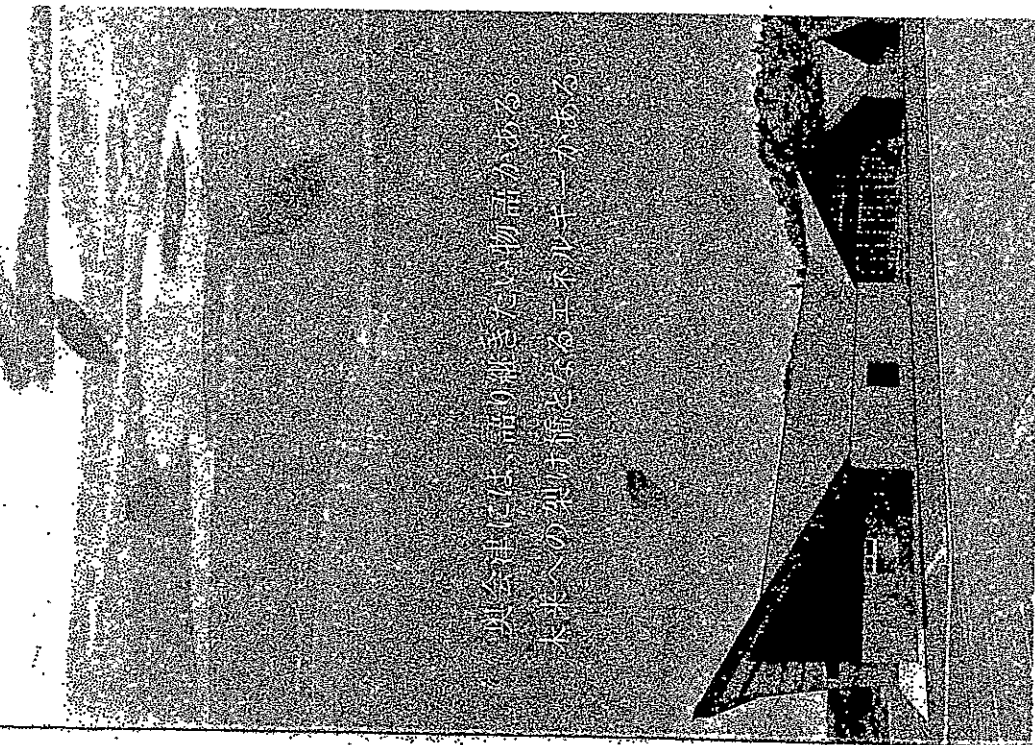
無料

無料

無料

東北電力奥会津水力館

みお里 MIORI



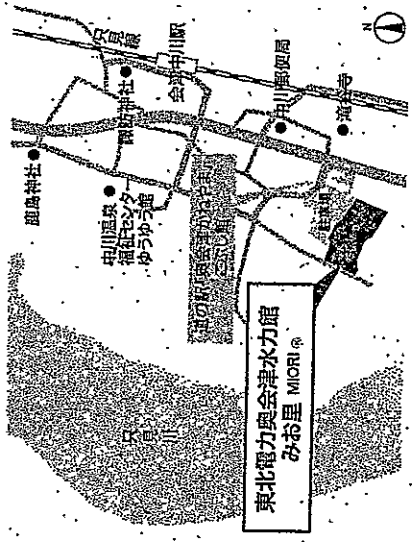
愛称「みお里」について

「みお」は「水脈」を表し、只見川のことを指しています。奥会津地域を流れる只見川の水が、豊かな営みを育んでくれていることから、「水脈のふる里」との強い思いを込めて名づけました。



東北電力

ご見学・施設のご利用については、下記にお問い合わせください。
【お問い合わせ先】
電話：0241-42-7771 FAX：0241-42-7772
〒988-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地



You can see the contents of this pamphlet on the official website.

Official Website

English

繁体中文

简体中文

繁体中文

QR codes for website access.

第二沼沢発電所 設備概要

【特徴】

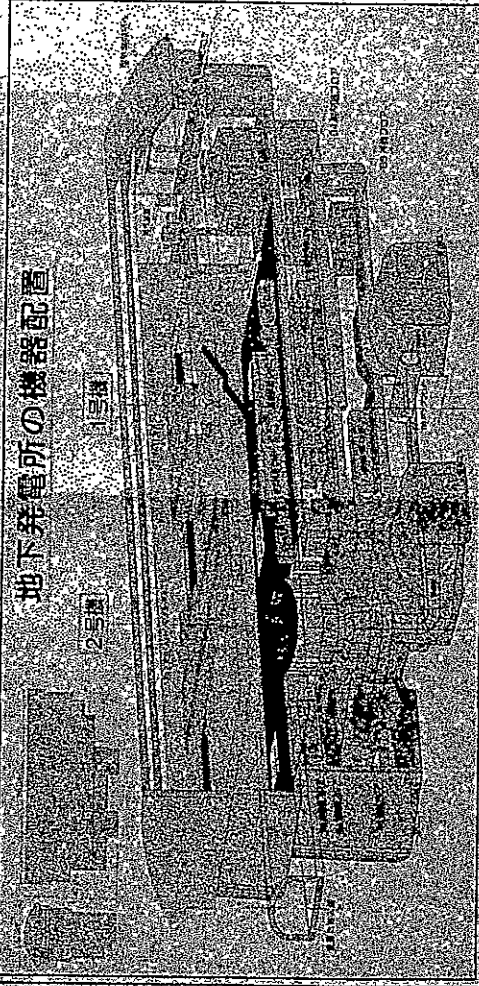
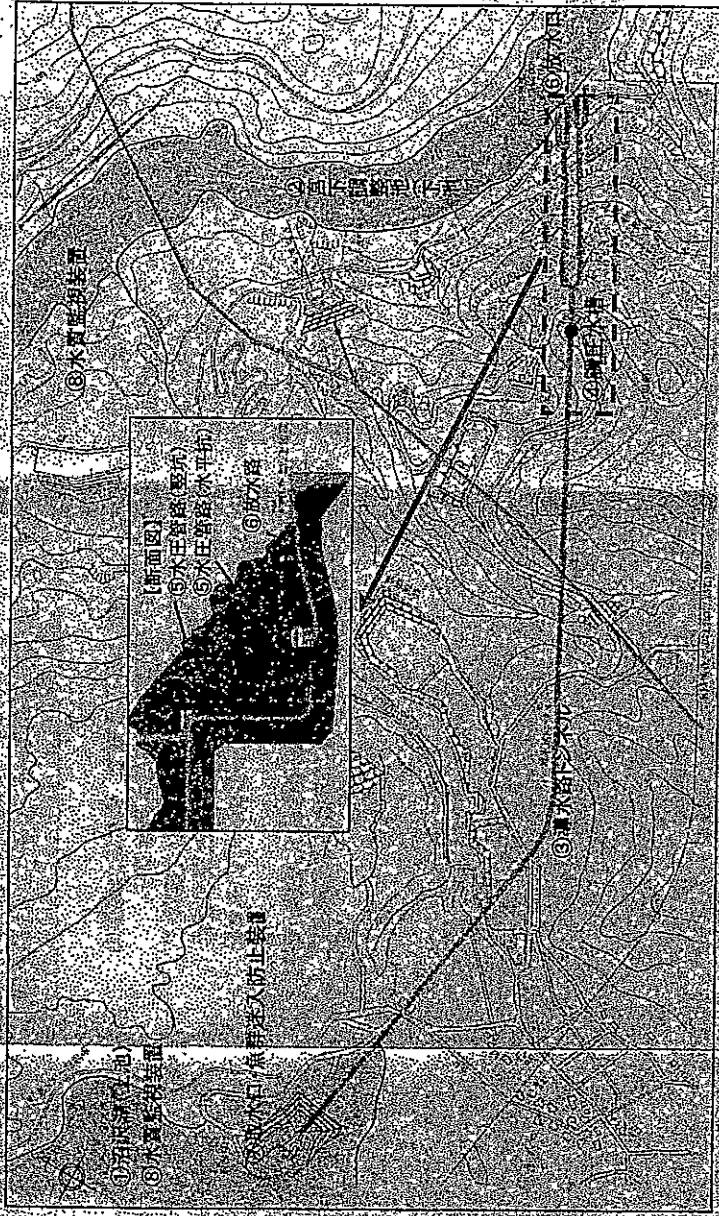
- 沼沢湖(上池)
 - ・利用水深：15m、有効容量：4470万m³
 - ・可能運転時間：有効水深15mで、発電2台で50時間、揚水2台で63時間
- 宮下調整池(下池)
 - ・利用水深：5m、有効容量：60万m³
- 地下発電所
 - ・所内の構成を単純配列とし、主機・開閉装置、主要変圧器までの母線を短絡し、計装・制御フロアより下を3階建てとし、各機室の高さを大きくし床面積を縮小し、また、所内排水は外を一部原動機を利用して設置し、所内の面積を節約し、また掘削量を減少し、
 - 沼沢湖の水は、春夏時は湛水位より83m下に設けられた取水口より取り入れ、揚水管時、調整池・水圧蓄蔵(配折分揚高差約196m)を経て水車に送られます。水車で使用した水は放水路を通り只見川(宮下ダム)に放水されます。揚水は、その逆となり、車取水口から放水口までの管路の総延長は約2kmになります。

【工事経歴】

- 昭和52年 8月 着工
- 昭和55年 1月 1号機通水初運転
- 昭和56年 3月 1号機初並列
- 昭和56年 4月 1号機初揚水
- 昭和56年10月 1号機使用開始検査合格
- 昭和56年11月 2号機通水初運転
- 昭和56年12月 2号機初並列
- 昭和56年12月 2号機初揚水
- 昭和57年 5月 2号機使用開始検査合格

【設備値目】

発電所形式	揚水式
最大認可出力	460,000 kW (230,000kW×2台)
最大使用水量	260 m ³ /s
水車発電機数	2台
発電機数	2台
制御方式	275kV×2回路 常時監視制御方式
形式	ワタシ及びボルツ水車
水車出力最大	236,000 kW
水車入力最大	235,000 kW
回転数	214.1 m/s
ワタシ径	16.1m
水車径	24.4m
製作所	日立製作所
製作	3E交流同期発電機
定格出力(発電機)	242,000 kVA
定格出力(電動機)	235,000 kW
定格電圧	16.5 kV
定格電流	58,840A(電動機)58,500A
回転速度	300 r/min
回転子重量	500 t
製作者	日立製作所



政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和 3 年 3 月 25 日 支出					
調査旅費	<input type="checkbox"/>							
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額	¥ 1 7 3 2 5 0					
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>							
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	藤庄印刷(株)					
資料購入費	<input type="checkbox"/>							
人件費	<input type="checkbox"/>							
事務所費	<input type="checkbox"/>							
通信・交通費	<input type="checkbox"/>							
支出内容 「はじめのほうこく」市議会だより印刷代として								

お客様コードNo. YREI0001

領 収 証

No. 20200566

2021/3/25

渡辺 元 様

御中

合計金額： ¥173,250

但 印刷代として
上記通り正に領収いたしました。

内訳	金額
現金	¥173,250
小切手	
手形	
相殺	
消費税	¥15,750
振込	



藤庄印刷株式会社

代表取締役 大船 憲司

〒990-0025 山形市あこや町3丁目18-30

TEL (023) 674-8181 FAX (023) 674-8182

藤王の森工場 〒999-3104 上市市藤王の森7

TEL (023) 677-1111 FAX (023) 677-1144



担当印



はじめのほうこく

HAJIME NO HOUKOKU

3月号
2021

発行責任者：渡辺 元

〔 第四地区事務所 〕
山形市六日町7-53

〔 蔵王地区事務所 〕
山形市成沢西3-1-30
TEL (023) 688-5352
FAX (023) 688-5352

渡辺はじめ 山形市議会だより

令和3年
3月定例議会

須川の河川改修について

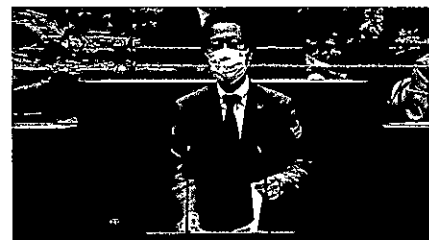
3月定例議会(3月2日)一般質問にて本会議場で質疑

Q

門伝橋から上流の須川の河川改修についてですが、蔵王地区・南山形地区では、昨年7月28日未明から断続的に雨が降り続いた影響で、須川の増水や氾濫に警戒が必要になりました。坂巻観測所、水防団待機水位1.5m・氾濫注意水位2.5m・避難判断水位2.6mを超え最高水位3.01m〔7/28 18:00〕となり避難指示が発令され蔵王第一小学校に74名、蔵王第一中学校に21名、第9中学校122名が避難致しました。また、親戚の家やホテル避難など避難所以外でも相当数の住民の方が避難されたと聞いております。当該地区では、もう少しで須川が氾濫し甚大な被害を被ることになるのではないかと一昼夜心配した

住民が多数おられました。須川の管理及び整備等は、飯塚橋から下流は国の管理・上流は県の管理ということになっているようです。原則河川整備は下流からとは聞いておりますが、近年の気象状況や昨年の事象を鑑みると悠長なことは言っていない状況です。市民が安心・安全に生活するために、山形県において早急に須川の常盤橋上流部付近における護岸工事や築堤工事、河道掘削工事等による防災強化等の対策を行っていただきますよう要望したいとおもいます。また、山形市議会においても令和2年10月2日山形市長宛に斎藤議長名で7月の豪雨災害をうけて(豪雨災害対応に関する提言)もなされています。

その中でも国と県が連携して須川及びその支流に災害対策を行うよう求めています。山形市民の安心・安全を確保するために早急なる対応していただきますようお願い申し上げます。そこで、これまでの山形市の対応と河川の整備状況や今後の予定など、どのようになっているのかお伺いいたします。



A

(佐藤孝弘山形市長より)

須川沿川においては、住宅や産業施設などの立地が進んでいることから、山形市では、重要事業として、国や県に対し、須川改修の促進について要望しております。

現在の須川の整備状況につきましては、国管理区間では、流下能力を向上するための河

道掘削を行っております。

県管理区間におきましては、飯塚橋から門伝橋までを重点整備区間として整備しており、まもなく一定規模の改修が完了する見込みとなっております。そのため今年度から、その上流にあたる常盤橋を含む門伝橋から陸合橋区間の約5キロメートルについて、測量・

調査に着手してゆきます。また、須川の支流である馬見ヶ崎川や松尾川などにおいても、引き続き河川改修を実施していく予定です。

近年、気候変動による水害の激甚化、頻発化が予想され、国及び県では治水対策に力を入れておりますが、山形市としても、なお一層、河川改修の整備促進を強く要望してまいります。

渡辺はじめの考え

須川の河川改修の今後について

山形県は、21年度予算案に計上した関連事業費を20年度2月補正予算案と合わせた「15カ月予算」として編成し、災害復旧を含めた河川整備を進めるとしています。政府は、昨年7月の豪雨災害を激甚災害に指定、被害総額は約432億円に上り、県内で発生した風水害では過去最大となりました。7月豪雨の治水対策として、国土交通省は最上川の緊急治水対策プロジェクトを公表しています。事業期間は20～29年度で、国や県、市町村が

連携し、656億円を投じて集中的に堤防整備などを実施するそうです。最上川の対策が中心となるようですが、支川など県管理河川も同様に治水対策に7月豪雨などで被災した河川で堤防整備を事業化し8河川の計画策定を進める予定だそうです。また、これまで重ねてきた河川改修も引き続き進めるそうです。また、過去に大きな被害は出ていないものの、整備が完了していない須川、馬見ヶ崎川の河道掘削なども進めるとしています。

私は、須川河川整備の危険箇所をなるべく早く調査して頂いて、山形市民の安心・安全を担保してもらうよう、今後とも活動してま

いります。「過去に大きな被害が出ていない」との表現がありましたが、被害があつてからでは遅いのです。令和2年10月21日に関係5町内会連名で、県知事に対しても早期の河川改修の要望も出させて頂いております。地域住民としての切なる願いでありますので、市当局としても重く受け止めて頂き、山形県と連携し、防災対策を進めて頂きますよう今後とも要望してまいります。

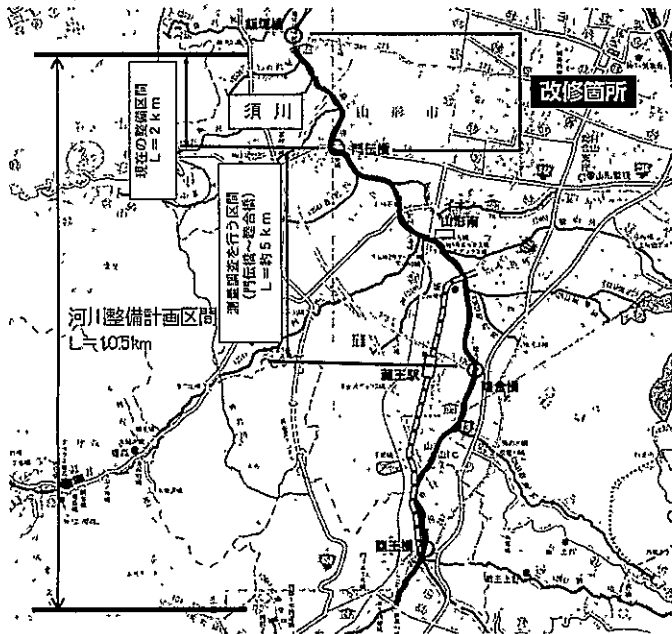
また、県当局においては、適宜、関係住民に対しての情報提供を行っていただくよう併せて申し入れをしております。

須川河川整備についての進捗状況

令和2年10月21日に、関係町内会等の方々と共同で山形県知事に対し、要望書を提出した須川の防災対策について、現在の進捗状況、令和3年度以降の事業に関する報告をいたします。

現在の進捗状況

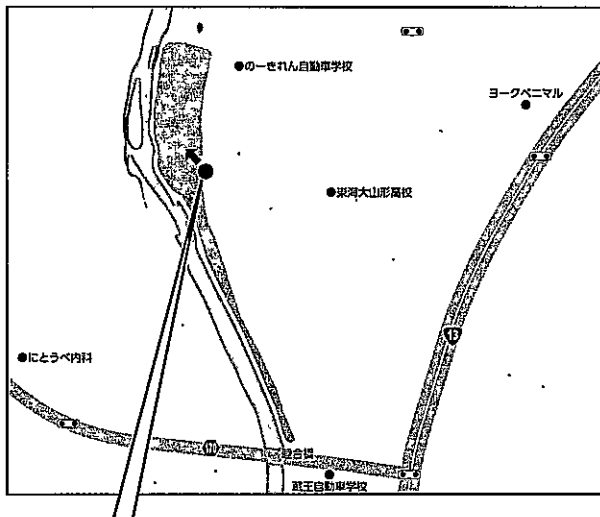
〈資料1〉



飯塚橋から門伝橋については、令和2年度中に築堤等の改修を済ませる予定。(資料1参照)。

10月21日に山形県知事に対し提出した要望に基づき、1月29日～2月13日にかけて令和2年度の既決予算内で河川の流を良くする為の睦合橋下流右側河川敷内(資料2)の樹木の伐採・抜根作業が行われた。

〈資料2〉



今後とも
市民の安心・安全に
真摯に取り組めます!

令和3年度以降の山形県の須川河川整備事業について

去る令和2年7月28日の豪雨を受けて、10月21日山形県知事に対し、須川防災強化対策の要望書を提出しましたが、このたび、令和3年2月24日に村山総合支庁河川砂防課より説明がありましたので、ご報告いたします。

1 災害復旧事業について

- (1) 令和2年7月豪雨の災害復旧事業として、豪雨で割れた護岸について復旧工事する予定。
- (2) 成沢西町内会の近辺は、農機連自動車北側の護岸。
- (3) この工事は、3月中旬頃に工事業者が決定し、ゴールデンウィーク明けに着手予定だが、桜田西の竜山川合流地点の工事と合わせての発注のため、竜山川合流地点を先に工事着手する可能性もある。

2 河川整備事業について

- (1) 10月21日に県知事に要望があった件について、門伝橋から睦合橋までの5キロ区間の河川整備事業に着手する。
- (2) まずは、3月(雪解け後)から調査測量業務に着手する。
- (3) その後、調査結果に基づき、詳細設計、場合によって用地買収、その後、工事着手という順番になるが、門伝橋から飯塚橋までの2キロ区間で調査測量から完了まで20年かかっている。今回の門伝橋から睦合橋までの区間は5キロあるので、完了まで数十年かかると想定している。
- (4) 住民説明会は、詳細設計終了後1～2年後に開催することを想定しているが、調査測量後に詳細設計なので、開催時期のめどは立っていない。

政務活動費支出報告書

支出番号 NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和 3 年 3 月 25 日 支出						
調査旅費	<input type="checkbox"/>								
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額	¥ 2 3 1 0 0						
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>								
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	藤庄印刷(株)						
資料購入費	<input type="checkbox"/>								
人件費	<input type="checkbox"/>								
事務所費	<input type="checkbox"/>								
通信・交通費	<input type="checkbox"/>								
支出内容			封入れ・封緘・タックシール貼付作業代金として						

お客様コード No. YRE10001

領 収 証

No. 20200567

2021/3/25

渡辺 元 様

御中

合計金額: ¥23,100

但 封入・封緘・シール貼付代として
上記通り正に領収いたしました。

因 取 金 額	金額
現金	¥23,100
小切手	
手形	
相殺	
内消費税	¥2,100
振込	

収入印紙

藤庄印刷株式会社

代表取締役 大船 憲司

〒990-0025 山形市あこや町3丁目18-30

TEL (023) 674-8181 FAX (023) 674-8182

本 社 藤王の森工場 〒999-3104 上山市藤王の森7

TEL (023) 677-1111 FAX (023) 677-1144



担当印



政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和 3 年 3 月 26 日 支出					
調査旅費	<input type="checkbox"/>							
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額	¥ 6 9 0 4 8					
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>							
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	日本郵便(株)					
資料購入費	<input type="checkbox"/>							
人件費	<input type="checkbox"/>							
事務所費	<input type="checkbox"/>							
通信・交通費	<input type="checkbox"/>							

支出内容
郵送代(822通)として

【領収書貼付】 ○重ならない
○表面のみに貼

領収書

後込元

用してください。

[別納引受] 第一種定形 @84	822通	18.5g ¥69,048
小計		¥69,048
郵便物引受合計通数	822通	
課税計(10%) (内消費税等)		¥69,048 ¥6,277
非課税計		¥0
合計		¥69,048
お預り金額		¥70,000
おつり		¥952

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 3月26日 14:45
担当:
発行No. 210326A7859 端N58箱01
連絡先: 山形南郵便局
TEL: 0570-075-497

政務活動費支出報告書

支出番号NO

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和 3 年 3 月 29 日 支出					
調査旅費	<input type="checkbox"/>							
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額	¥	4	7	8	5	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>							
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	坂部印刷(株)					
資料購入費	<input type="checkbox"/>							
人件費	<input type="checkbox"/>							
事務所費	<input type="checkbox"/>							
通信・交通費	<input type="checkbox"/>							
支出内容			長3封筒(5,000枚)印刷代として					

領収書

№ 109552

渡辺 元 様

金額	百万	千	円
	7	47	850

但 長3封筒(5,000枚)印刷代として
上記正に領収いたしました

2021年3月29日



坂部印刷株式会社

〒990-0017 秋田県雄勝郡坂部町5-3

TEL: 023-631-2000 FAX: 023-631-0649

入金内訳	
現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
租税	<input type="checkbox"/>
消費税	<input checked="" type="checkbox"/>

収入印紙



山形市議会議員

渡辺はじめ

元気な山形づくりに
本気です!

第四地区事務所
〒990-0054 山形市六日町7-53

蔵王地区事務所(自宅)
〒990-2339 山形市成沢西3-1-30
TEL・FAX:023-688-5352

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和 3 年 4 月 20 日 支出			
調査旅費	<input type="checkbox"/>					
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出額	¥ 4 2 0 3 4			
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>					
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	(株)アオバヤ アドボス事業			
資料購入費	<input type="checkbox"/>					
人件費	<input type="checkbox"/>					
事務所費	<input type="checkbox"/>					
通信・交通費	<input type="checkbox"/>					
その他	<input type="checkbox"/>					
支出内容 3月25~27日 「はじめのほうこく」市議会だより5,879部ポストイン代						

領 収 証

No. 027334

平成 3 年 4 月 20 日

渡辺 元 様

金額 ¥ 42,034

収入印紙

上記の通り正に領収致しました。

但 3/25~27 「はじめのほうこく」
5,879部ポストイン代として

内 記
 振 込
 小 切 手

消費税額等 (%)

株式会社 アオバヤ アドボス事業 (社株)
 Aobaya 株式会社 **アオバヤ** **アオボス** **事業**

<input type="checkbox"/> 盛岡センター	T020-0866	盛岡市本宮2-97-6	tel.019-656-6111
<input type="checkbox"/> 山形センター	T990-0813	山形市松町3-9-34	tel.023-682-8071
<input type="checkbox"/> 仙台北センター	T981-3121	仙台市泉区上谷洲2-7-7	tel.022-371-1151
<input type="checkbox"/> 仙台南センター	T981-1224	名取市旭町字柳田240 101	tel.022-383-1150
<input type="checkbox"/> 福島センター	T960-6165	福島市吉倉字吉田120-1	tel.024-509-4101
<input type="checkbox"/> 郡山センター	T963-0107	郡山市安積3-120	tel.024-937-5996
<input type="checkbox"/> 宇都宮センター	T321-0932	宇都宮市平塚本町362-6 101号	tel.028-610-1537
<input type="checkbox"/> いわきセンター	T970-8022	いわき市平塚字風内71-1	tel.0246-35-6033
<input type="checkbox"/> 水戸センター	T310-0913	水戸市見川町2131-150	tel.029-244-0892
<input type="checkbox"/> 新潟センター	T950-0853	新潟市東区泉町2-4-4	tel.025-287-1153
<input type="checkbox"/> 船橋センター	T273-0022	船橋市海神町2-237	tel.047-495-3116
<input type="checkbox"/> 前橋センター	T379-2153	前橋市上大島町121-3	tel.027-261-6558
<input type="checkbox"/> 前橋南センター	T041-0824	前橋市西楯町589-55	tel.0138-49-1055
<input type="checkbox"/> 米沢センター	T992-0021	米沢市大字花沢257-2	tel.023-824-6076

担当者印

※金額を訂正したもの、扱印のないものは無効です。

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和2年3月26日～令和3年2月25日						
調査旅費	<input type="checkbox"/>								
広報広聴費	<input type="checkbox"/>	支出額	¥	1	8	0	0	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>								
資料作成費	<input type="checkbox"/>	支出先	柴田 誠一						
資料購入費	<input type="checkbox"/>								
人件費	<input type="checkbox"/>								
事務所費	<input checked="" type="checkbox"/>								
通信・交通費	<input type="checkbox"/>								
支出内容			事務所家賃2分の1						
【領収書貼付】			○重ならないよう貼付してください。 ○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。						

貸室賃貸借契約書

貸賃人 柴田 誠一 と 賃借人 渡辺 元 との間に、次のと
おり貸室賃貸借契約を締結します。

第一条 貸賃人はその所有する柴田 誠一 氏の貸室を賃借人に貸付し、賃借人はこれを賃借することを約します。
貸室の所在場所 山形市十六日町七番五十三号

第二条 賃貸借の期間は、平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
までの期間とします。

第三条 賃料は、毎月金 5,000 円也とし、賃借人は毎月何れの日までに前月分を
賃借人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済環境の変動、公租公課の増額、近隣
の建築騒音との比較等により不相当となつたとき、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求
をすることができません。

第四条 賃賃人は敷金として金 10,000 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 賃借人は、賃金を本契約の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第六条 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を譲渡し、(同居、非同居等事実上賃借権の譲渡、転貸と同
様の結果となるすべての場合を含む) または賃賃人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃賃人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することがで
きるものとします。

- 一、二ヶ月分以上賃料の支払いを怠つたとき。
- 二、賃料の支払いを怠りしは遅延し、その遅延が本契約における賃賃人と賃借人との間の信頼関係を著しく
害すると認められるとき。
- 三、本契約不仕により賃借権の行使を阻害する意図がないと認められるとき。
- 四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。

第八条 賃借人は、貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第九条 賃借人(その家族を含む)の責に帰すべき事由によって賃金を破損したときは、賃借人は、すみやかにこれ
を原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十条 電気、ガス、水道費の使用料は、賃借人の負担とし、その算額を賃賃人の定めた方法で賃賃人に支払うもの
とします。

第十一条 賃借人は賃賃人に対して各月分の予告をもって本契約の解約を申し入れることができ、ただし、賃借人
は予告に代えて各月分の賃料相当額を賃賃人に支払って即時に解約することができるものとします。

第十二条 敷金は月利息を付けないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第九条の損害賠償金額を支
払わなかったときは、賃賃人は敷金をもつてその支払に充てることのできるものとします。

第十三条 賃賃人は、賃貸借契約が終了し、賃借人が本件貸室の明け渡しを受けるときは、その期日に同時に敷金を
賃借人に返還しますが、延滞料または第九条の損害賠償金額があるときは、これらを差し引いてその差額を
返還するものとします。

第十四条 賃借人は、本件貸室の明渡しの際に、賃賃人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求をしないもの
とします。

第十五条 賃貸借期間中は、賃料の支払い等本契約に基づく賃賃人に対する賃借人の一切の債務について保証し、賃借人
と連帯して履行の責を負うものとします。

第十六条 本契約に関する紛争については、賃賃人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに当事者は合
意しました。

第十七条 (特別事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 通を作成し、各自署名押印の
うえ、各一通を所持します。

平成 30 年 3 月 31 日
賃賃人 柴田 誠一
氏名 柴田 誠一
賃借人 渡辺 元
氏名 渡辺 元
連帯保証人 渡辺 元
氏名 渡辺 元

49 14976075

14976075 55073 2



No. _____



渡辺 元 様

自 2019 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日

約 定

1. 賃借料は定められた日にお支払いください。
2. 金銭受領の際の受領印は、指定の「領収印鑑」以外のものが押印してある場合は無効とします。
3. この領収証を紛失した時はただちにその旨を申し出てください。
4. この領収証を賃貸人の承認なくして他に譲渡することはできません。

契約条件

契約事項

1. 私（借借人）**渡辺元** は貸借人 **柴日誠** に保証金の有無にかかわらず毎月 **未** 日限りこの領収証とともに相違なく賃借料を持参することを確約いたします。

2.

収入印紙

収入印紙

一か月 ¥ 30,000-



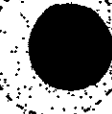
自 2019年 4月 1日




至 2021年 3月 31日




領収印鑑









この領収証は二年間使用し、金銭の授受
についての確証となるものですから大切に
保管してください。

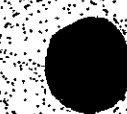

2019年 4月分	2019年 3月 25日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2019年 5月分	2019年 4月 26日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2019年 6月分	2019年 5月 24日 領収いたしました。	領収印鑑 	

2020年 1月分	2019年12月23日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 2月分	2020年 / 月27日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 3月分	2020年2月23日 領収いたしました。	領収印鑑 	

2020年 4月分	2020年3月26日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 5月分	2020年4月22日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 6月分	2020年5月25日 領収いたしました。	領収印鑑 	

2020年 7月分	2020年6月28日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 8月分	2020年7月29日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 9月分	2020年8月24日 領収いたしました。	領収印鑑 	

2020年 10月分	2020年9月26日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 11月分	2020年10月23日 領収いたしました。	領収印鑑 	
2020年 12月分	2020年11月26日 領収いたしました。	領収印鑑 	

2020 年 2021年 1月分	2020年12月24日 領収いたしました。	領収印鑑 
2021年 2月分	2021年1月31日 領収いたしました。	領収印鑑 
2021年 3月分	2021年2月25日 領収いたしました。	領収印鑑 